



図書館通信 ～本と楽しいライブラリー～

慌ただしい季節がやってきました。
寒い毎日に負けないように、心があたたまる本で、体も心もほぐしリラックスしませんか。



みんな来てね!



いしだじゅんこ
石田純子 / 監修
主婦の友社

「よくわかる ストールの巻き方使い方」

コーディネート最後にひと巻きするだけで、暖かく、印象をガラリと変えてくれるストール。流行に左右されないストールの巻き方やコーディネートを紹介しします。



えんどう
遠藤ケイ / 絵と文
汐文社

「日本の手仕事 1」

日本の気候や風土を生かして生まれた、道具やそれを作る手仕事の職人さん。第1巻では、おけ職人さん、表具師さんなどの仕事の内容や道具を、イラストや写真を用いて紹介しします。

イベント

★水曜映画会(おとな向け)

12月13日(水) 14:00～
「最高の人生のつくり方」
1月10日(水) 14:00～
「BALLAD 一名もなき恋のうたー」
場所 市民会館1階リハーサル室

★ダグラスのおはなし会(5歳くらい～)

12月16日(土) 14:00～
場所 わくわくのもり

★もりのかみしばい屋さん

12月25日(月) 10:30～
場所 わくわくのもり

★読聴読聴音読会(おとな向け)

12月27日(水) 14:00～
場所 図書館グループ学習室
定員 10名
※当日13:00～図書館カウンターで整理券を配布します

★アリッサのおはなしかい

(乳幼児～就園前くらい)
1月11日(木) 10:30～
場所 わくわくのもり

★シモン'Sクラブ(中学生向け)

みんなで一緒に本の福袋をつくらう!
1月14日(日) 13:30～
場所 図書館グループ学習室
※1月5日(金) 9:30～申込み開始

※いずれも無料です。

広告

Hospital Topics

■冬季の救急医療体制強化!

市立病院では、現在、救急医療体制を強化しております。冬季(12月～2月の間)においても、呼吸器疾患による救急患者の増加が予測されるため、それに対応すべく、内科医師の当直回数を増やし、場合によっては医師2人当直体制で救急対応を行います。

また、年末年始(12月29日～1月3日)においても、24時間体制で内科医師が待機し、救急対応を行います。

問 医務課

■「第3回/三健康講座」開催!



「第3回/三健康講座」を開催します。今回のテーマは「認知症」です。

耳にする事も多い「認知症」ですが、実はよく知らない…。自分自身や家族の事で何か違和感を感じた事がある…。

そんな方のために、認知症ケア専門士による講座を開催します。認知症を知るきっかけに、是非お気軽にご参加ください。

◇第3回講座

テーマ 「認知症を知ろう」

講師 西岡久美子氏 (看護師・認知症ケア専門士)

日時 12月13日(水) 14時～15時

場所 市立病院 西棟4階会議室

◇第4回講座

テーマ 「風邪にまけない食事」

日時 平成30年1月10日(水) 14時～15時

問 医務課庶務係 Tel.82-2151

無料そうだん

■市民法律相談 ※予約制

日時 12/19(火)・1/16(火) 13時～16時20分
場所 市役所3階会議室
※弁護士は月替わり
※定員10名
問 市民課(内線244)

■合同相談

日時 12/14(木)・1/11(木) 13時30分～16時
場所 文化福祉センター
行政相談委員 石井志通男 吉川かよ子
人権擁護委員 大浦常男・橋本訓祐 (12月) 高垣明子・濱部忠男 (1月)
問 市民課(内線244・368)



■教育相談

日時 平日9時～
場所・問 教育委員会(内線512)
■青少年相談
日時 平日8時30分～
場所・問 青少年センター
Tel.0120-783-782
Tel.82-3591

■家庭児童相談

日時 月～木 ※平日のみ 9時～16時
場所・問 家庭児童青少年相談室
Tel.82-3711

■消費生活相談

日時 毎週月曜日 ※平日のみ 13時～16時
場所 市役所2階 人権相談室
※電話相談も可
問 産業振興課 Tel.83-0225

啓 発

第69回人権週間 12月4日(月)～10日(日)

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～
問 市民課(内線368)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日(日)～16日(土)

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
問 有田警察署 Tel.83-0110

住宅防火いのちを守る7つのポイント <3つの習慣>

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

- <4つの対策>
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 消防本部 Tel.83-3119

広告